

平成 2 7 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 8 年 2 月

京 都 市

平成 28 年 2 月
京 都 市

平成 27 年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった 3 事業の対応方針は、別紙 1 のとおり事業継続するものとし、引き続き事業の推進に努める。

事後評価の対象となった 6 事業の対応方針は、別紙 2 のとおり今後の事後評価、改善措置とも不要であるとする。

2 個別事業について

<再評価>

（１）街路事業 山陰街道

本事業は、葛野中通を起点とし国道 9 号を終点とする京都市西部地域の補助幹線道路である山陰街道において、桂川街道から府道桂停車場線までを整備することにより、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と、歩行者の安全な通行を確保し、地域の活性化を図るものである。

これまでの取組により、地元の理解も得られており、用地買収も進んでいることから、残る用地買収を進め、更なる事業の進ちょくを図る。

（２）土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である油小路通などの都市計画道路と近隣公園等の公園施設の整備を、隣接する土地区画整理事業施行地区と連携して施行することにより、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

これまでの取組により事業の進捗率は 96.4 % に達し、平成 31 年の事業

完了に向け事業は最終段階となっている。今後も引き続き、事業の早期完了に向けて、更なる事業の進捗を図る。

（３）土地区画整理事業 伏見西部第五地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である油小路通などの都市計画道路と近隣公園等の公園施設の整備を、隣接する土地区画整理事業施行地区と連携して施行することにより、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

前回の再評価における本委員会からの提言を受け、早期に事業効果を発現させるため、施行面積や事業費を大幅に縮減するなどの事業計画の抜本的な見直しを行った。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、更なる事業進捗を図る。

<事後評価>

（１）街路事業 新十条通（伏見工区）

（２）街路事業 新十条通（山科工区）

これら２事業は、有料道路支援事業として行われ、広域的な幹線道路網の一体整備として、阪神高速道路公団（現、阪神高速道路㈱）により整備された新十条通の本線部と、伏見工区において都市計画道路鴨川東岸線、十条通、山科工区において都市計画道路西野山大宅線とを接続するランプ部^{※１}を整備したものである。

本事業によって、高速道路の新十条通と一般道の幹線道路が接続し、伏見、山科地区における幹線道路網が強化されるとともに、安全で円滑な道路交通が確保されるなど事業の効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

※１…高速道路本線と一般道をつなぐ道路をランプ部という。

（３）街路事業 油小路線（斜久世橋工区）

本事業は、阪神高速道路㈱との合併施行方式^{※2}が適用され、街路事業として行われており、京都高速道路の油小路線と新十条通を接続することで、京阪神都市圏を結ぶ道路ネットワーク及び災害発生時の緊急輸送道路ネットワークの強化を図ったものである。

本事業によって、油小路線～新十条通の道路ネットワークが形成され、周辺一般道の渋滞緩和に寄与するなど、事業の効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

※2…京都市が高架橋の本体構造物を整備し、阪神高速道路㈱が料金所や舗装の整備を行った。

（４）土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は、都市計画道路の幡枝葵森線、幡枝中通を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても整形化して再配置するなど、土地利用を考慮して整備されており、優れた眺望景観として京都市が指定している円通寺からの眺望景観にも配慮した良好な市街地環境が形成されている。このように、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置は行わない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（５）土地区画整理事業 洛北第二地区

本事業は、都市計画道路の宝池通、上高野岩倉線、幡枝葵森線を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地につい

でも整形化して再配置するなど、土地利用を考慮して整備した結果、良好な市街地環境が形成されており、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置は行わない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（６）下水道事業 下水污泥集約事業

本事業は、伏見及び石田水環境保全センターから発生する污泥を鳥羽水環境保全センターに送泥する管路を新たに整備することで、下水污泥の集約処理を推進し、効率化を図ったものである。

本事業によって、これまで行っていたトラック輸送の廃止による環境負荷の低減と交通渋滞が緩和されており、污泥処理施設の改築更新費や維持管理費の低減も発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置は行わない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

平成 2 7 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	H27.3 事業進捗よく率 (%)	対応方針
街路事業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2	③	26	10.9	「事業継続」
土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	45	96.4 (98.5)	「事業継続」
	3	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13	③	15	10.3 (1.9)	「事業継続」

() 仮換地指定率

平成 2 7 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	新十条通 (伏見工区)	延長 L=851m 幅員 W=7.5~77.0m	H7	①	H20	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
	2	新十条通 (山科工区)	延長 L=50m 幅員 W=64.0~73.0m	H7	①	H20	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
	3	油小路線 (斜久世橋工区)	延長 L=1.5km 幅員 W=9.5m	H18	①	H22	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
土地区画整理事業	4	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	①	H25	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
	5	洛北第二地区	面積 A=53.4ha	S53	①	H26	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
下水道事業	6	下水汚泥集約事業	送泥管 石田～鳥羽 L=9.5km 伏見～鳥羽 L=4.8km	H20	①	H24	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」